別表十六㈠の記載要領第十二号中「当該増額された金額」を「その外書として記載した金額」に改め、同号を同第十四号とし、同第十一号中「当該帳簿記載等差額を含む」を「その外書として記載した金額を含む」に改め、同号を同第十三号とし、同第十号中「（令第155条の６（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）において準用する場合を含む。）」を「又は法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別損金額を計算する場合の令第63条第２項」に改め、同号を同第十一号とし、同第九号を同第十号とし、同第八号中「第５号」を「第６号」に改め、同号を同第九号とし、同第七号中「第５号」を「第６号」に改め、同号を同第八号とし、同第四号から第八号までを１号ずつ繰り下げ、同第三号の次に次の１号を加える。

４　当該事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において令第57条第１項（耐用年数の短縮）の承認を受けた減価償却資産（平成23年４月１日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第196号）の施行の日以後にその承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産に限る。）については、その承認を受けた日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十六㈠「(9)」の金額から同表「(16)」の金額を控除した金額を「差引取得価額(7)－(8)」とし、「旧定額法の償却額計算の基礎となる金額(19)」及び「定額法の償却額計算の基礎となる金額(25)」の各欄の記載に当たつては、その内書として記載した金額を「(9)」から控除して計算すること。

別表十六㈡の記載要領第十二号㈠中「当該増額された金額」を「その外書として記載した金額」に改め、同号㈡中「当該減額された金額」を「その外書として記載した金額」に改め、同号を同第十四号とし、同第十一号中「当該帳簿記載等差額を含む」を「その外書として記載した金額を含む」に改め、同号を同第十三号とし、同第十号中「（令第155条の６（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）において準用する場合を含む。）」を「又は法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別損金額を計算する場合の令第63条第２項」に改め、同号を同第十三号とし、同第九号㈢イ中「第５号前段」を「第６号前段」に改め、同号を同第十一号とし、同第八号を同第十号とし、同第七号を同第八号とし、同号の次に次の１号を加える。

９　短縮特例承認資産について、承認事業年度等の別表十六㈡「(26)」の金額が同表「(9)」の金額に同表「(27)」の割合を乗じて計算した金額に満たない場合には、「定率法の償却率(25)」から「償却保証額(9)×(27)」を控除した金額を「(28)」までの各欄には記載せず、「(26)＜(28)の場合」の各欄に記載すること。この場合には、当該各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「改定取得価額(29)」の欄は、当該承認事業年度等の別表十六㈡「(18)」の金額から１円を控除した金額を記載すること。

(2)　「改定償却率(30)」の欄は、当該事業年度又は連結事業年度の月数を当該短縮特例承認資産の令第57条第１項に規定する未経過使用可能期間の月数で除した割合を記載すること。

別表十六㈢の記載要領第六号を同第七号とし、同第五号を同第六号とし、同第四号を同第五号とし、同第三号の次に次の１号を加える。

４　当該事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において令第57条第１項（耐用年数の短縮）の承認を受けた減価償却資産（平成23年４月１日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第196号）の施行の日以後にその承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産に限る。第９号において「短縮特例承認資産」という。）については、その承認を受けた日の属する事業年度又は連結事業年度（第９号において「承認事業年度等」という。）の別表十六㈡「(9)」の金額から同表「(18)」の金額を控除した金額を「差引取得価額(7)－(8)」とし、「償却保証額(9)×(27)」の欄の上段に内書として記載すること。この場合には、(28)の欄の記載に当たつては、その内書として記載した金額を「(9)」から控除して計算すること。

別表十六㈢の記載要領第十一号㈠中「当該帳簿記載等差額」を「その外書として記載した金額」に改め、同号を同第十二号とし、同第十号中「当該帳簿記載等差額を含む」を「その外書として記載した金額を含む」に改め、同号を同第十一号とし、同第九号中「（令第155条の６（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）において準用する場合を含む。）」を「又は法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別損金額を計算する場合の令第63条第２項」に改め、同号を同第十号とし、同第八号を同第九号とし、同第四号から第七号までを１号ずつ繰り下げ、同第三号の次に次の１号を加える。

４　当該事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において令第57条第１項（耐用年数の短縮）の承認を受けた減価償却資産（平成23年４月１日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第196号）の施行の日以後にその承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産に限る。）については、その承認を受けた日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十六㈢「(8)」の金額から同表「(15)」の金額を控除した金額を「差引取得価額(6)－(7)」とし、「旧生産高比例法の償却額(8)－(21)」及び「生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額(23)」の各欄の記載に当たつては、その内書として記載した金額を「(8)」から控除して計算すること。

別表十六㈣の記載要領第七号中「（令第155条の６（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）において準用する場合を含む。）」を「又は法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別損金額を計算する場合の令第63条第２項」に改め、同第八号中「当該帳簿記載等差額を含む」を「その外書として記載した金額を含む」に改め、同第九号㈠中「当該増額された金額」を「その外書として記載した金額」に改める。

別表十六㈤の記載要領第三号中「（令第155条の６（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）において準用する場合を含む。）」を「又は法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別損金額を計算する場合の令第63条第２項」に改め、同第四号㈠及び㈡中「当該帳簿記載等差額を含む」を「その外書として記載した金額を含む」に改め、同第五号中「別表十六㈠の記載要領第13号及び別表十六㈡の記載要領第12号」を「別表十六㈠の記載要領第14号及び別表十六㈡の記載要領第14号」に改める。

別表十六㈥の記載要領第四号中「（令第155条の６（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）において準用する場合を含む。）」を「又は法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合の令第67条第２項」に改め、同第五号中「当該満たない部分の金額を含む」を「その外書として記載した金額を含む」に改め、同第八号中「当該減額された金額」を「その外書として記載した金額」に改める。